書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第６８３号
大阪府門真市島頭３丁目14番６号
破産者　神田防水こと　神田　定幸
異議申述期間　平成27年７月21日まで
平成27年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１３号
埼玉県川口市柳崎２丁目15番21号
清算株式会社　豊成印刷株式会社
代表清算人　新井　唯夫
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（ヒ）第３００９号
大阪市福島区福島７丁目６番23号
清算株式会社　株式会社ゼンショウ
代表清算人　宮内　智敏
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０２５号
東京都足立区江北１丁目１番６号
清算株式会社　ＳＢＨ株式会社
１　決定年月日　平成27年６月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第３９号
横浜市鶴見区江ケ崎町18番４号
再生債務者　大東鋼業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　島田　敏雄
平成27年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第６号
東京都大田区羽田空港３丁目５番７号
再生債務者　スカイマーク株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式9134万4200株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金141億8673万3442円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成27年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第６号
東京都大田区羽田空港３丁目５番７号
再生債務者　スカイマーク株式会社
決定の要旨　再生債権者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式9134万4200株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金141億8673万3442円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間（再生計画認可決定確定の日から１か月）において募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成27年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第８号
東京都新宿区高田馬場１丁目33番13号　千年ビル８階
再生債務者　株式会社チュウケイ本社
１　決議に付する再生計画案　平成27年５月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年７月22日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年７月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年７月８日
平成27年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

平成２５年（再）第５号
最後の住所茨城県猿島郡境町大字西泉田1165番地２
再生債務者　野口　　裕
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年６月１日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第６号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1165番地２
再生債務者　野口千代子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年６月１日　水戸地方裁判所下妻支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第４号
茨城県古河市諸川1116番地の19
再生債務者　有限会社サンライズジャパン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　茨城県下妻市大園木2839－１大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　関　健太郎
３　廃止の理由の要旨　民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年６月１日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再）第６号
千葉県市川市田尻１丁目10番20号
再生債務者　東栄印刷紙器株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　千葉市中央区中央３丁目４番８号　コーノスビル５階　藤井・滝沢綜合法律事務所　弁護士　滝沢　　信
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成27年６月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１５号
栃木県宇都宮市立伏町463番地89
再生債務者　塙　　真一
１　決定年月日時　平成27年５月29日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月３日から平成27年７月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第２７号
埼玉県入間市金子中央５番地５
再生債務者　丸山　　瞳
１　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月３日から平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第７号
長野県中野市大字中野188番地２
再生債務者　松本　節子
１　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月３日から平成27年７月10日まで
長野地方裁判所民事部再生係